相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木七丁目三二番地、最後の住所東京都新宿区新宿一丁目一八番一号辻ビル二〇一　被相続人　亡　細川　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿二丁目一五番地、最後の住所東京都町田市本町田三四八六番地藤の台団地一―一六―三〇四　被相続人　亡　佐藤　辰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木三丁目二二番地一八、最後の住所東京都調布市緑ケ丘二丁目二五番地都営仙川アパート五三〇　被相続人　亡　向井　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋二丁目三五二番地、最後の住所東京都豊島区南大塚一丁目四二番八号安藤ビル三〇二号　被相続人　亡　青木　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座八丁目三番地三、最後の住所東京都世田谷区中町四丁目三一番六号　被相続人　亡　中保　康生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩七丁目一八七五番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町五丁目二番一七号三恵荘七　被相続人　亡　鎌田　暲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区下谷一丁目三五番地、最後の住所東京都文京区本郷三丁目一八番一一号TYビル三〇二　被相続人　亡　玉浦　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市太田八三一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　熊倉　三義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

事務所新潟市中央区新島町通一ノ町一九七七番地二　ロイヤル礎四〇五号

相続財産管理人　弁護士　金口　忠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市春江町江留上本町三番地四、最後の住所福井県坂井市春江町江留上本町一三番地一〇　被相続人　亡　吉村あつ美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

福井市宝永四丁目二番一〇号斎藤ビル二階

相続財産管理人　弁護士　神田　芳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市浜島町浜島八九二番地、最後の住所三重県津市栄町二丁目三九〇番地一　被相続人　亡　濱口　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル五階　弁護士法人心　津駅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　三貴

効力発生日変更公告

左記会社は、平成二十四年三月一日予定の吸収分割の効力発生日を平成二十四年三月二十一日に変更いたしましたので公告します。

平成二十四年三月十九日

神奈川県小田原市前川一八三番地の一三

（甲）ヤオマサ株式会社

代表取締役　田嶋　政嗣

神奈川県足柄上郡大井町上大井一一七番地

（乙）株式会社あしがらモール

代表取締役　田嶋　政嗣

第48期決算公告

平成24年3月19日

新潟県上越市大字黒井575番地1

Shin-Etsu **信愛産業株式会社**

代表取締役　大久保正博

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,607,535
	固定資産	324,733
	合計	1,932,268
負債及び純資産の部	流動負債	885,512
	固定負債	32,638
	株主資本	1,014,117
	資本金	20,000
	剰余金	994,117
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	989,117
	（うち当期純利益）	（93,630）
	合計	1,932,268

株主名簿管理人設置のお知らせ

当社はこのたび定款の規定に基づき取締役会の決議により、左記のとおり株主名簿管理人を設置しましたのでお知らせします。

記

株主名簿管理人　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号　日本証券代行株式会社

同事務取扱場所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号　日本証券代行株式会社本店

以上

平成二十四年三月十九日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社アキュラホールディングス

代表取締役社長　宮沢　俊哉